

宅地建物取引業者の皆様へ

令和3年版湖南省防災マップにおける水防法適用区分は下記のとおりです。

区分	ページ	水防法に基づくマップであるか	備考
雨水出水 (内水)	15 ページから 38 ページ	基つかない	湖南省防災マップに掲載している内水氾濫区域図(15 ページから 38 ページ)は、滋賀県が「滋賀県流域治水の推進に関する条例」に基づき設定した想定浸水深であるため、水防法第 15 条第 3 項の規定に基づくハザードマップではありません。 ただし、頻発している大規模水害からの被害を最小限に抑えるため、県条例において宅地建物取引業者は、宅地または建物が所在する地域の浸水リスクに関する情報を取引相手に提供しよう努めなければならないとされていますので、条例の趣旨をご理解いただき、周知等にご協力ください。 (滋賀県流域治水の推進に関する条例第 29 条)
洪水 (外水)	39、40 ページ	水防法に基づく指定	

#### 滋賀県流域治水の推進に関する条例 (抜粋)

(宅地または建物の売買等における情報提供)

第 29 条 宅地建物取引業法(昭和 27 年法律第 176 号)第 2 条第 3 号に規定する宅地建物取引業者は、同法第 35 条第 1 項に規定する宅地建物取引業者の相手方等に対して、その者が取得し、または借りようとしている同法第 2 条第 1 号に規定する宅地または建物に関し、その売買、交換または貸借の契約が成立するまでの間に、当該宅地または建物が所在する地域の想定浸水深および水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 14 条第 1 項に規定する洪水浸水想定区域に関する情報を提供しよう努めなければならない。